

# ○岡山市景観条例

平成19年12月25日

市条例第68号

改正 平成20年9月19日市条例第52号

平成23年3月16日市条例第35号

平成24年3月26日市条例第26号

## 目次

### 前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 総合的な景観形成の展開(第7条)

第3章 景観計画(第8条—第10条)

第4章 景観計画区域内における行為の制限等(第11条—第17条)

第5章 公共施設等における良好な景観の形成(第18条—第21条)

第6章 景観まちづくり協定(第22条—第27条)

第7章 景観形成に関する活動支援等(第28条—第30条)

第8章 岡山市景観審議会等(第31条—第36条)

第9章 雑則(第37条)

### 附則

岡山市の景観は、広い市域の中で豊かな自然や先人が築いた歴史、文化を背景に、多様で個性ある姿を見せており、それらは地域の宝であるとともに、岡山市民のかけがえのない共有の財産です。

このような景観は、私たちが地域らしさを感じ、愛着をもって後世に伝えていきたいと願う、いわば「原風景」とも呼ぶことができます。

戦後の急速な都市化の中で、都市づくりは機能性や経済性が重視され、「美」の観点が疎かにされてきた過去を省み、私たちは、都市の美しさや潤いを追求し、水と緑に包まれた心豊かな都市づくりをより一層進めていかなければなりません。

これまで先人が創り出し、育ててきた景観を受け継ぎながら、未来に向けて今の時代にふさわしい魅力ある景観を創り出すことは、岡山市民一人一人に課せられた役割です。私たちは、岡山市の歴史、文化、人を育ててきた多様な自然や風土に着目しながら、いつまでも心に残る「おかやまの原風景」を守り、育て、創り、五感に響く美しい景観を創生するため、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、岡山市の良好な景観を形成していくための基本的事項及び景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の規定に基づく施策を実行するために必要な事項を定めることにより、多様で豊かな環境をいかして、美しく風格ある都市づくりを進めることを目的とする。

### (基本理念)

第2条 良好な景観は、市民共有の財産であることにかんがみ、現在及び未来の市民誰もがその恩恵を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。

2 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と密接に関連するものであることにかんがみ、それらを守り、育て、又は再生することにより、多様な景観形成が図られなければならない。

3 良好な景観は、地域の賑わい及び交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、市、市民及び事業者が協働して、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。

4 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全するだけでなく、未来に向けて新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

### (定義)

第3条 この条例において使用する用語は、法及び景観法施行令(平成16年政令第398号)において使用する用語の例による。

### (市の責務)

第4条 市は、第2条に掲げる基本理念に基づき、法その他良好な景観形成を図るための関係法令に基づく制度を活用し、総合的かつ計画的に良好な景観形成を図らなければならない。

2 市は、良好な景観形成に関する意識の啓発及び知識の普及を図り、良好な景観形成に対する市民及び事業者の理解を深めるよう努めなければならない。

3 市は、良好な景観形成に関する施策を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見が十分に反映されるよう努めるとともに、当該施策を実施するときは、市民及び事業者と協働して取り組まなければならない。

### (市民の責務)

第5条 市民は、第2条に掲げる基本理念に基づき、良好な景観形成に関する理解を深め、

良好な景観形成に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する良好な景観形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、第2条に掲げる基本理念に基づき、良好な景観形成に関する理解を深め、その事業活動の実施に当たり、良好な景観形成に自ら努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する良好な景観形成に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 総合的な景観形成の展開

第7条 市長は、良好な景観を形成するための基本的な計画(以下「景観基本計画」という。)を策定し、景観基本計画に基づき計画的に景観形成を推進するものとする。

- 2 市長は、景観基本計画を策定するに当たっては、市民の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。
- 3 市長は、景観基本計画を策定したときは、これを速やかに公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、景観基本計画の変更について準用する。

## 第3章 景観計画

(景観計画の策定)

第8条 市長は、景観基本計画に基づき、法第8条第1項の規定により岡山市の区域について、景観計画を策定するものとする。

- 2 市長は、景観計画を策定しようとするときは、法第9条第1項の規定により、市民の意見を反映させるために、あらかじめ、公聴会を開催するものとする。
- 3 前項の規定は、景観計画の変更について準用する。

(景観形成重点地区)

第9条 市長は、景観計画区域内で、次の各号のいずれかに該当し、かつ、良好な景観形成に関する施策が特に必要と認められる地区については、景観計画において積極的に景観形成重点地区として定めるものとする。

- (1) 市民に親しまれ、かつ、市民の誇りとなる優れた景観を有する地区
  - (2) 岡山市の顔として風格と潤いのある優れた景観を創出すべき地区
  - (3) すでに良好な景観形成に関する施策が講じられており、積極的な展開を図ることによって更なる景観形成の効果が期待できる地区
  - (4) すでに住民が主体となった景観形成に関する取組が行われており、その積極的な展開を図ることによって地域の景観形成に対する更なる意識の向上が期待できる地区
- 2 前項の景観形成重点地区については、地域の個性及び特色を踏まえ、当該地区の景観形

成に特に必要な事項を景観計画において定めるものとする。

- 3 市長は、景観形成重点地区を定めようとするときは、あらかじめ、説明会の開催等により当該地区内の住民又は利害関係人の意見を聴くものとする。

(景観計画の策定等の提案ができる団体)

第10条 法第11条第2項の条例で定める団体は、第28条に定める景観形成協力団体のうち、まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)の規定による一般社団法人若しくは一般財団法人を除いたものとする。

#### 第4章 景観計画区域内における行為の制限等

(届出対象行為)

第11条 法第16条第1項第4号の良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがある行為として条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 土石の採取又は鉱物の掘採で、当該行為に係る部分の土地の面積が1,000平方メートルを超えるもの又は高さが5メートルを超え、かつ、長さが10メートルを超える法〈のり〉面若しくは擁壁を設けるもの
- (2) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)その他の物件の堆〈たい〉積で、高さが5メートルを超え、又は当該行為に係る部分の土地の面積が1,000平方メートルを超えるもの

(届出等を要しない行為)

第12条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第43条の2第1項の届出を要する行為
- (2) 法第16条第1項第3号に掲げる行為
- (3) 岡山県文化財保護条例(昭和50年岡山県条例第64号)第12条第1項、第13条第1項、第26条第1項及び第35条第1項に規定する行為
- (4) 岡山市文化財保護条例(昭和51年市条例第64号)第11条第1項第5号及び第12条第1項に規定する行為
- (5) 別表に掲げる行為

(届出に必要な図書)

第13条 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第1条第2項第4号の条例で定める図書は、平面図、断面図、外構図(緑化図を含む。)その他規則で定める図書とする。

(届出の時期)

第14条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出は、当該届出に係る行為が建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を要するものであるときは、当該確認の申請をする前に行わなければならない。

(事前協議等)

第15条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出を要する行為を行おうとする者は、当該届出に先立ち、市長に対して、当該行為について協議及び技術的助言を求めることができる。

2 市長は、前項の規定による求めがあった場合は、これに応じなければならない。

(特定届出対象行為)

第16条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げるすべての行為とする。

(報告等)

第17条 市長は、法第17条第7項の規定による場合を除くほか、法第16条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、法第16条第1項又は第2項の規定による届出を要する行為を行う者又は届出をした者に対し、当該行為又は当該届出に係る届出書、図書その他必要な事項について、報告又は資料の提出を求めることができる。

## 第5章 公共施設等における良好な景観の形成

(公共施設等における良好な景観の形成)

第18条 公共施設その他公用若しくは公共の用に供する建築物若しくは工作物の設置者又は管理者は、景観に配慮した整備、管理及び活用に努め、良好な景観形成を積極的に推進するための先導的な役割を果たさなければならない。

(景観重要公共施設)

第19条 市長は、景観計画区域内において良好な景観の形成を図る上で重要となる公共施設について、法第8条第2項第4号ロに規定する景観重要公共施設の整備に関する事項を、景観計画に定めるものとする。

(景観デザイン指針の作成)

第20条 市長は、公共施設その他公用又は公共の用に供する建築物又は工作物の整備に関する事業(以下単に「公共事業」という。)における良好な景観形成を図るための指針(以下

「景観デザイン指針」という。)を作成するものとする。

(景観デザイン指針の遵守等)

第21条 市は、自らが行う公共事業について、景観デザイン指針に基づき実施しなければならない。

2 市長は、国又は県が岡山市の区域内において行う公共事業について、国又は県に対し、当該公共事業の実施に際し、景観デザイン指針に配慮するように要請することができる。

#### 第6章 景観まちづくり協定

(景観まちづくり協定の締結等)

第22条 一団の土地の区域内における土地又は建物の所有者は、それらの者のうち、規則で定める割合以上のものの合意により、当該区域内における身近な景観形成を自主的に行うために締結した協定を次条の規定による景観まちづくり協定として認定するよう、市長に申請することができる。

2 前項の協定は、建物の賃借人その他の土地又は建物の所有者以外のものが加わって締結することができる。

(協定の認定)

第23条 市長は、前条の申請に係る協定の内容が規則に定める要件を満たしているときは、これを景観まちづくり協定として認定するものとする。

2 市長は、前項の規定による認定を行ったときは、その内容を速やかに公表するものとする。

(変更等の届出)

第24条 前条の規定による認定を受けた土地又は建物の所有者は、景観まちづくり協定を変更し、又は廃止したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、景観まちづくり協定の変更又は廃止について準用する。

(認定の取消し)

第25条 市長は、前条第1項の規定による変更の届出があった場合において、変更後の景観まちづくり協定が規則に定める要件を満たさないと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

2 第23条第2項の規定は、景観まちづくり協定の認定の取消しについて準用する。

(協定の内容の実施に関する助言)

第26条 市長は、景観まちづくり協定の内容の実施に関し、必要な技術的助言を行うものとする。

(協定への配慮の要請)

第27条 市長は、景観まちづくり協定が締結されている区域において、当該協定に適合しない行為をしようとする者に対し、当該協定に配慮するよう要請することができる。

#### 第7章 景観形成に関する活動支援等

(景観形成協力団体の認定等)

第28条 市長は、まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする法人その他の団体(以下「法人等」という。)のうち、自主的に地域の良好な景観形成に関する活動に取り組み、市が実施する景観形成の施策について市と協働してそれを推進し、かつ、次の各号のいずれにも該当していると認めるものを、景観形成協力団体として認定することができる。

(1) 当該法人等の活動により、地域の良好な景観形成が期待できること。

(2) 当該法人等の活動及び運営が適正に実施されていること。

2 前項の規定による認定を受けようとする法人等は、規則に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により景観形成協力団体の認定を行ったときは、これを速やかに公表するものとする。

4 市長は、景観形成協力団体の活動又は運営が適正に実施されていないと認めるときは、当該景観形成協力団体に対し、その改善に関し必要な事項を助言又は指示をすることができる。

5 市長は、景観形成協力団体が第1項に規定する要件に該当しなくなったと認めるとき又は前項の指示に従わないときは、その認定を取り消すことができる。

6 第3項の規定は、景観形成協力団体の認定の取消しについて準用する。

(情報の提供等)

第29条 市長は、景観形成協力団体及び景観まちづくり協定を締結した者(以下「景観形成協力団体等」という。)に対し、景観形成に関する情報を積極的に提供する等の支援を行うよう努めるものとする。

2 景観形成協力団体等は、自ら景観形成に関する情報を積極的に発信するよう努めるものとする。

(景観形成に対する表彰)

第30条 市長は、良好な街並みの景観形成に寄与した者を表彰することができる。

2 市長は、良好な景観形成に寄与した建築物の所有者等を表彰することができる。

#### 第8章 岡山市景観審議会等

(岡山市景観審議会の設置)

第31条 次に掲げる事項について調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、岡山市景観審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- (1) 法第8条に規定する景観計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 法第16条に規定する届出及び勧告に係る行為で、景観計画に定められた景観形成基準に対する適合可否に関すること。
- (3) 法第19条第1項に規定する景観重要建造物の指定に関すること。
- (4) 法第27条に規定する景観重要建造物の指定の解除に関すること。
- (5) 法第61条に規定する景観地区の指定に関すること。
- (6) 法第76条に規定する地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関すること。
- (7) 法第83条に規定する景観協定の認可に関すること。
- (8) 法第84条に規定する景観協定の変更に関すること。
- (9) 法第88条に規定する景観協定の廃止に関すること。
- (10) 法第92条に規定する景観整備機構の指定に関すること。
- (11) 法第95条に規定する景観整備機構の指定の取消しに関すること。
- (12) 第20条に規定する景観デザイン指針の作成に関すること。
- (13) 第28条に規定する景観形成協力団体の認定及び取消しに関すること。
- (14) 前条に規定する表彰者の選考に関すること。
- (15) その他市長が本市の良好な景観形成を推進するため特に必要と認める事項
- (16) 岡山市屋外広告物条例(平成7年市条例第51号。以下「広告物条例」という。)第4条に規定する指定、変更又は廃止に関すること。
- (17) 広告物条例第7条第2項に規定する種別指定に関すること。
- (18) 広告物条例第8条第1項第4号、第2項第1号から第4号まで、第3項各号及び第5項第1号、第13条第1項並びに第14条に規定する基準又はこれらの変更に関すること。
- (19) 広告物条例第13条第3項に規定する許可基準に適合しない広告物等の許可に関すること。
- (20) 広告物条例第28条に規定するモデル地区の指定若しくは解除又はモデル地区の区域の拡張若しくは縮小に関すること。
- (21) 広告物条例第29条に規定するモデル地区基本方針の制定又は変更に関すること。
- (22) 広告物条例第30条第1項に規定するモデル地区掲出基準の制定又は変更に関するこ

と。

(23) 広告物条例第31条に規定するモデル地区における指導, 助言又は勧告に関すること。

(24) 岡山市屋外広告物規則(平成8年市規則第31号)第5条第2項の規定による掲出基準に適合しない広告物等の許可に関すること。

(25) 屋外広告物モデル地区掲出基準(平成8年市告示第68号)に適合しない広告物等の許可に関すること。

(26) 岡山市公園条例(昭和35年市条例第11号)第4条第1項第5号に規定する広告物(屋外広告物に限る。)の表示に係る許可に関すること。

(組織)

第32条 審議会は、委員12人以内で組織する。

(委員)

第33条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 景観について識見を有する者
- (2) 建築, 景観等関係団体の役員等
- (3) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第34条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議等)

第35条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

4 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って、別に定める。

(景観アドバイザー)

第36条 市長は、市が実施する良好な景観形成に関する施策を推進し、又は市民及び事業者が実施する良好な景観形成に関する取組を支援するために、景観アドバイザーを置くことができる。

2 景観アドバイザーに関して必要な事項は、市長が別に定める。

#### 第9章 雑則

##### (委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

##### 附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月に策定した岡山市景観基本計画は、第7条第1項に定める景観基本計画とみなす。
- 3 この条例の施行の日前に岡山県景観条例の一部を改正する条例(平成19年岡山県条例第44号)による改正前の岡山県景観条例(以下「改正前の県条例」という。)第18条、第20条及び第20条の2の規定に基づき、岡山県知事その他の機関が行った指導その他の行為又はこれらの機関に対して行われた届出その他の行為は、岡山市長が行った指導その他の行為又は岡山市長に対して行われた届出その他の行為とみなす。
- 4 前項の規定により岡山市長に対して行われたものとみなされた届出その他の行為に係る助言及び指導並びに変更の届出については、改正前の県条例の例による。

##### 附 則(平成20年市条例第52号)

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

##### 附 則(平成23年市条例第35号)

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

##### (経過措置)

- 2 施行日以後、最初に委嘱される委員の任期は、改正後の第33条第2項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

##### 附 則(平成24年市条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

##### 別表(第12条関係)

- 1 景観形成重点地区(別図の後楽園背景保全地区を除く。)を除く区域における適用除外行為

(1) 建築物の新築，増築，改築，移転，外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のうち，次に掲げる行為以外のもの	
ア 建築物の新築，増築，改築又は移転であつて，当該行為に係る部分の高さ(増築にあつては，増築後の高さ)が13メートルを超えるもの又は建築面積(増築にあつては，増築後の建築面積)が500平方メートルを超えるもの	
イ 建築物の高さが13メートルを超えるもの又は建築面積が500平方メートルを超えるものの外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更であつて，当該面積が見付面積の10分の1を超えるもの	
ウ 建築物の高さが13メートルを超えるもの又は建築面積が500平方メートルを超えるものの増築又は改築であつて，当該床面積が10平方メートルを超えるもの	
(2) 次に掲げる工作物以外のものに係る新設，増築，改築，移転，外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	
ア 煙突，排気塔その他これらに類するもの	工作物の高さ(増築にあつては，増築後の高さ)が13メートルを超えるもの又は当該部分の築造面積(増築にあつては，増築後の築造面積)が500平方メートルを超えるもの。ただし，建築物と一体となって設置される場合は，高さ5メートルを超え，かつ，地盤面から当該工作物の上端までの高さが13メートルを超え，又は築造面積が500平方メートルを超えるものに限る。
イ アンテナ，鉄筋コンクリート造りの柱，金属製の柱その他これらに類するもの	
ウ 電波塔，物見塔，記念塔その他これらに類するもの	
エ 装飾塔その他これらに類するもの	
オ 高架水槽，冷却塔その他これらに類するもの	
カ 擁壁その他これらに類するもの	
キ 観覧車，飛行塔，コースター，ウォーターシュート，メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設	
ク コンクリートプラント，アスファルトプラント，クラッシャープラントその他これらに類する製造施設	
ケ 自動車車庫の用に供する立体的な施設	
コ 石油，ガス，液化石油ガス，穀物，飼料等を貯蔵又は処理する施設	
サ 汚水処理施設，汚物処理施設，ごみ処理	

施設その他の処理施設	
シ 彫像，記念碑その他これらに類するもの	
ス 垣，さく，塀その他これらに類するもの	高さ(増築にあつては，増築後の高さ)が3メートルを超えるもの
(3) 屋外における土石，廃棄物，再生資源その他の物件の <sup>たい</sup> 堆積のうち，次に掲げる行為	
ア	都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる工業地域及び工業専用地域の区域内におけるもの(イからカまでに掲げるものを除く。)
イ	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第6号に掲げる荷さばき地内，同項第8号に掲げる野積場(ウに掲げる野積場を除く。)内及び同号に掲げる貯木場(ウに掲げる貯木場を除く。)内におけるもの
ウ	岡山県港湾施設管理及び利用条例(昭和27年岡山県条例第21号)第5条第2項の規定により指定された港湾の港湾施設(野積場及び貯木場に限る。)内におけるもの
エ	道路(道路法(昭和27年法律第180号)第3条各号に掲げるもの(同条第4号の市町村道のうち車線(登坂車線，屈折車線及び変速車線を除く。))の数が4未満のものを除く。)をいう。)又は鉄道線路(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業を営む者が敷設し，又は使用するものをいう。)の境界から100メートル以内の区域以外の区域におけるもの
オ	<sup>たい</sup> 堆積された物件を外部から見通すことができない場所におけるもの
カ	物件の <sup>たい</sup> 堆積の期間が90日を超えて継続しないもの
(4) 土石の採取，鉱物の掘採のうち，前号エに規定する道路又は鉄道線路の境界から1,000メートル以内の区域以外の区域における行為	
(5) その他共通事項として次に掲げる行為	
ア	仮設の建築物又は工作物に係る行為
イ	建築物又は工作物の改築で外観の変更を伴わないもの
ウ	地盤面下又は水面下における行為
エ	法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
2 景観形成重点地区(別図の後楽園背景保全地区を除く。)における適用除外行為	
(1) 建築物の新築，増築，改築，移転，外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のうち，次に掲げる行為以外のもの	
ア	建築物の新築，増築，改築，移転であつて，当該行為に係る部分の高さが5メートルを超えるもの又は当該部分の床面積の合計が10平方メートルを超えるもの

イ 建築物の高さが5メートルを超えるもの又は床面積の合計が10平方メートルを超えるものの外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更であって、当該面積が見付面積の10分の1を超え、かつ、10平方メートルを超えるもの	
(2) 次に掲げる工作物以外のものに係る新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	
ア 煙突、排気塔その他これらに類するもの イ アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他これらに類するもの ウ 電波塔、物見塔、記念塔その他これらに類するもの エ 装飾塔その他これらに類するもの オ 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの カ 彫像、記念碑その他これらに類するもの キ 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設 ク コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設 ケ 自動車車庫の用に供する立体的な施設 コ 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設 サ 污水处理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設	工作物の高さが5メートルを超えるもの又は当該部分の築造面積が10平方メートルを超えるもの
シ 擁壁、垣、さく、塀その他これらに類するもの	高さが1メートルを超えるもの
(3) 前項第3号から第5号までに掲げる行為	

別図 第9条第1項に基づき、景観計画において定める景観形成重点地区(後樂園背景保全地区)の区域

